

ふれあい農園・使用の心得

この農園は市民の皆さんが土に親しみ野菜等を栽培して、自然にふれあうとともに農業に対する理解を深める目的で設置した農園です。

皆さんが快くご使用いただけるように、下記の事項を守ってくださるようお願いいたします。

記

- 1 農園で栽培できる農作物は、野菜と草花に限ります。
- 2 農園内に施設や工作物を設置することはできません。
- 3 農園を他人に貸したり、営業のために使用することはできません。
- 4 農園は常に隣接の利用者に迷惑にならないように管理してください。
- 5 雑草は開花・結実前までに必ず除草してください。また、雑草や残渣は農園内に放置しないでください。
- 6 ビニールテープ・針金・支柱類は放置しないでください。
- 7 農作物に病害虫が発生した場合は、隣接の農園に広がらないように速やかに防除してください。
- 8 農園に面した通路は、常に清掃し農具を置いたりして他人に迷惑をかけないように心がけてください
- 9 農作物は許可を受けた区画内で栽培し、区画の空き地は使用しないでください。
- 10 自家用車でのお来園の方は、交通の妨げにならないように駐車してください。